

# 地方独立行政法人堺市立病院機構

## 役員報酬等規程

制 定 平成24年4月1日

最終改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人堺市立病院機構の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については年俸及び通勤手当とし、非常勤の役員については基本報酬とする。ただし、地方独立行政法人堺市立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける常勤の役員が職員を兼ねる場合は、役員としての報酬を支給しない。

2 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員給与規程に規定する支給日の例による。

2 特別の事情があるときは、理事長は前項の支給日を変更することができる。

(常勤の役員の年俸)

第4条 年俸の額は、次の各号に掲げる区分に応じた額を超えない範囲内において、理事長が定める。

役員	年俸	月例年俸	業績年俸
理事長	18,000,000円	12,180,000円	5,820,000円
副理事長	16,500,000円	11,160,000円	5,340,000円
理事	12,000,000円	8,100,000円	3,900,000円

(月例年俸の支給方法)

第5条 月例年俸は、毎月1回、前条に規定する当該役員の月例年俸の額の12分の1の額を支給する。

(業績年俸の支給方法)

第6条 業績年俸の額は、第4条の規定にかかわらず、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、理事長が決定するものとし、第4条の業績年俸の額の100分の80から100分の120までの範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとする。

2 業績年俸は、6月及び12月に、それぞれ前項の規定による業績年俸の額の2分の1の額に、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）現在において、基準日の前日以前6か月以内の期間における次の表に掲げる在職

期間の区分に応じ、定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

(非常勤の役員の基本報酬)

第7条 非常勤の役員の基本報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 理事 月額50,000円
- (2) 監事 月額50,000円

2 前項に定める額のほか、非常勤の役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(監事監査手当)

第7条の2 監事に対し、監査手当として月額50,000円を支給する。

2 前項の手当は、地方独立行政法人堺市立病院機構監事監査規程第1条に規定する監査(同規程第6条第5号の事項に関する監査を除く。)が実施された月に限り支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、常勤の役員に対し支給する。

2 前項の通勤手当の額及びその支給方法は、職員給与規程に規定する通勤手当及び支給方法の例による。

(退職手当)

第9条 退職手当は、支給しない。ただし、常勤の役員が職員給与規程の適用を受ける職員を兼ねる場合は、地方独立行政法人堺市立病院機構職員退職手当規程により退職手当を支給する。

(旅費)

---

第10条 役員が職務のため旅行するときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、職員の例による。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、報酬等の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。